

老人福祉法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成24年3月30日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第25号

老人福祉法施行細則等の一部を改正する規則  
(老人福祉法施行細則の一部改正)

第1条 老人福祉法施行細則(昭和40年香川県規則第9号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																		
<p>第1号様式(第3条関係)</p> <table border="1" data-bbox="174 544 1070 1347"><tr><td style="text-align: right;">第 号</td></tr><tr><td style="text-align: right;">年 月 日</td></tr><tr><td>香川県知事 殿</td></tr><tr><td style="text-align: right;">氏 名 ㊟</td></tr><tr><td style="text-align: center;">老人居宅生活支援事業開始届</td></tr><tr><td>次のとおり老人居宅生活支援事業を開始したいので、老人福祉法第14条の規定により関係書類を添えて届け出ます。</td></tr><tr><td>1～6 略</td></tr><tr><td>7 老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、<u>認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業</u>を行おうとする者<del>に</del>あつては、当該事業の用に供する施設、サービスの拠点又は住居の名称、種類(小規模多機能型居宅介護事業、<u>認知症対応型老人共同生活援助事業及び複合型サービス福祉事業</u>に係るものを除く。)、所在地及び入所定員、登録定員又は入居定員(老人デイサービス事業に係るものを除く。)</td></tr><tr><td>8・9 略</td></tr></table>	第 号	年 月 日	香川県知事 殿	氏 名 ㊟	老人居宅生活支援事業開始届	次のとおり老人居宅生活支援事業を開始したいので、老人福祉法第14条の規定により関係書類を添えて届け出ます。	1～6 略	7 老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、 <u>認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業</u> を行おうとする者 <del>に</del> あつては、当該事業の用に供する施設、サービスの拠点又は住居の名称、種類(小規模多機能型居宅介護事業、 <u>認知症対応型老人共同生活援助事業及び複合型サービス福祉事業</u> に係るものを除く。)、所在地及び入所定員、登録定員又は入居定員(老人デイサービス事業に係るものを除く。)	8・9 略	<p>第1号様式(第3条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1169 544 2051 1347"><tr><td style="text-align: right;">第 号</td></tr><tr><td style="text-align: right;">年 月 日</td></tr><tr><td>香川県知事 殿</td></tr><tr><td style="text-align: right;">氏 名 ㊟</td></tr><tr><td style="text-align: center;">老人居宅生活支援事業開始届</td></tr><tr><td>次のとおり老人居宅生活支援事業を開始したいので、老人福祉法第14条の規定により関係書類を添えて届け出ます。</td></tr><tr><td>1～6 略</td></tr><tr><td>7 老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業又は<u>認知症対応型老人共同生活援助事業</u>を行おうとする者<del>に</del>あつては、当該事業の用に供する施設、サービスの拠点又は住居の名称、種類(小規模多機能型居宅介護事業<u>及び認知症対応型老人共同生活援助事業</u>に係るものを除く。)、所在地及び入所定員、登録定員又は入居定員(老人デイサービス事業に係るものを除く。)</td></tr><tr><td>8・9 略</td></tr></table>	第 号	年 月 日	香川県知事 殿	氏 名 ㊟	老人居宅生活支援事業開始届	次のとおり老人居宅生活支援事業を開始したいので、老人福祉法第14条の規定により関係書類を添えて届け出ます。	1～6 略	7 老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業又は <u>認知症対応型老人共同生活援助事業</u> を行おうとする者 <del>に</del> あつては、当該事業の用に供する施設、サービスの拠点又は住居の名称、種類(小規模多機能型居宅介護事業 <u>及び認知症対応型老人共同生活援助事業</u> に係るものを除く。)、所在地及び入所定員、登録定員又は入居定員(老人デイサービス事業に係るものを除く。)	8・9 略
第 号																			
年 月 日																			
香川県知事 殿																			
氏 名 ㊟																			
老人居宅生活支援事業開始届																			
次のとおり老人居宅生活支援事業を開始したいので、老人福祉法第14条の規定により関係書類を添えて届け出ます。																			
1～6 略																			
7 老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、 <u>認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業</u> を行おうとする者 <del>に</del> あつては、当該事業の用に供する施設、サービスの拠点又は住居の名称、種類(小規模多機能型居宅介護事業、 <u>認知症対応型老人共同生活援助事業及び複合型サービス福祉事業</u> に係るものを除く。)、所在地及び入所定員、登録定員又は入居定員(老人デイサービス事業に係るものを除く。)																			
8・9 略																			
第 号																			
年 月 日																			
香川県知事 殿																			
氏 名 ㊟																			
老人居宅生活支援事業開始届																			
次のとおり老人居宅生活支援事業を開始したいので、老人福祉法第14条の規定により関係書類を添えて届け出ます。																			
1～6 略																			
7 老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業又は <u>認知症対応型老人共同生活援助事業</u> を行おうとする者 <del>に</del> あつては、当該事業の用に供する施設、サービスの拠点又は住居の名称、種類(小規模多機能型居宅介護事業 <u>及び認知症対応型老人共同生活援助事業</u> に係るものを除く。)、所在地及び入所定員、登録定員又は入居定員(老人デイサービス事業に係るものを除く。)																			
8・9 略																			

第24号様式（第19条関係）

第 号  
年 月 日

香川県知事 殿

施設設置者 氏 名 ㊤

有料老人ホーム設置届

次のとおり有料老人ホームを設置したいので、老人福祉法第29条第1項の規定により届け出ます。

1～13 略  
 14 老人福祉法第29条第7項に規定する前払金、利用料その他の入居者の費用負担の額  
 15 老人福祉法第29条第7項に規定する保全措置を講じたことを証する書類  
 16～21 略

第24号様式（第19条関係）

第 号  
年 月 日

香川県知事 殿

施設設置者 氏 名 ㊤

有料老人ホーム設置届

次のとおり有料老人ホームを設置したいので、老人福祉法第29条第1項の規定により届け出ます。

1～13 略  
 14 老人福祉法第29条第5項に規定する前払金、利用料その他の入居者の費用負担の額  
 15～20 略

第25号様式（第19条関係）

第 号  
年 月 日

香川県知事 殿

施設設置者 氏 名 ㊤

有料老人ホーム事業変更届

有料老人ホームの事業内容を、次のとおり変更したので老人福祉法第29条第2項の規定により届け出ます。

1 施設の名称  
 2～4 略

第25号様式（第19条関係）

第 号  
年 月 日

香川県知事 殿

施設設置者 氏 名 ㊤

有料老人ホーム事業変更届

有料老人ホームの事業内容を、次のとおり変更したので老人福祉法第29条第2項の規定により届け出ます。

1～3 略

(指定居宅サービス事業者の指定等に関する規則の一部改正)

第2条 指定居宅サービス事業者の指定等に関する規則(平成12年香川県規則第114号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)、<u>介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成23年法律第72号)附則第37条に規定する平成18年旧介護保険法(以下「平成18年旧介護保険法」という。)</u>、介護保険法施行法(平成9年法律第124号)及び介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)に定めるもののほか、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(指定の申請等)</p> <p>第2条 法第70条第1項、第79条第1項、第86条第1項、第94条第1項及び第115条の2第1項の指定又は許可の申請は、指定居宅サービス事業者(指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者)指定(開設許可)申請書(第1号様式)により行うものとする。</p> <p>(指定の更新の申請)</p> <p>第2条の2 法第70条の2第1項(法第115条の11において準用する場合を含む。)、第79条の2第1項、第86条の2第1項及び第94条の2第1項並びに<u>平成18年旧介護保険法第107条の2第1項の更新の申請は、指定居宅サービス事業者(指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者)指定(開設許可)更新申請書(第1号様式の2)により行うものとする。</u></p> <p><u>(指定居宅サービス事業者の指定の変更申請)</u></p> <p>第2条の3 <u>法第70条の3第1項の指定の変更の申請は、指定居宅サービス事業者指定変更申請書(第1号様式の3)により行うものとする。</u></p> <p>(指定居宅サービス事業者の特例に係る申出)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)、介護保険法施行法(平成9年法律第124号)及び介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)に定めるもののほか、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(指定の申請等)</p> <p>第2条 法第70条第1項、第79条第1項、第86条第1項、第94条第1項、<u>第107条第1項及び第115条の2第1項の指定又は許可の申請は、指定居宅サービス事業者(指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者)指定(開設許可)申請書(第1号様式)により行うものとする。</u></p> <p>(指定の更新の申請)</p> <p>第2条の2 法第70条の2第1項(法第115条の11において準用する場合を含む。)、第79条の2第1項、第86条の2第1項、<u>第94条の2第1項及び第107条の2第1項の更新の申請は、指定居宅サービス事業者(指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者)指定(開設許可)更新申請書(第1号様式の2)により行うものとする。</u></p> <p>(指定居宅サービス事業者の特例に係る申出)</p>

### 第3条 略

(変更の届出等)

第4条 法第75条第1項、第82条第1項、第89条、第99条第1項及び第115条の5第1項並びに平成18年旧介護保険法第111条の規定による届出は、変更に係るものにあつては変更届出書(第3号様式)により、休止した事業又は施設の再開に係るものにあつては再開届出書(第3号様式の2)により、それぞれ行うものとする。

#### 2 略

(指定の辞退)

第5条 法第91条及び平成18年旧介護保険法第113条の規定による指定の辞退は、指定辞退届出書(第5号様式)を提出して行うものとする。

(指定介護療養型医療施設の指定の変更申請)

第9条 平成18年旧介護保険法第108条第1項の指定の変更の申請は、指定介護療養型医療施設指定変更申請書(第9号様式)により行うものとする。

(業務管理体制の整備に関する事項の届出等)

第10条 法第115条の32第2項及び第4項並びに平成18年旧介護保険法第115条の32第2項及び第4項の規定による届出は、介護サービス事業者業務管理体制届出書(第10号様式)により行うものとする。

2 法第115条の32第3項並びに平成18年旧介護保険法第115条の32第3項の規定による届出は、介護サービス事業者業務管理体制届出事項変更届出書(第11号様式)により行うものとする。

### 第3条 略

(変更の届出等)

第4条 法第75条第1項、第82条第1項、第89条、第99条第1項、第111条及び第115条の5第1項の規定による届出は、変更に係るものにあつては変更届出書(第3号様式)により、休止した事業又は施設の再開に係るものにあつては再開届出書(第3号様式の2)により、それぞれ行うものとする。

#### 2 略

(指定の辞退)

第5条 法第91条及び第113条の規定による指定の辞退は、指定辞退届出書(第5号様式)を提出して行うものとする。

(指定介護療養型医療施設の指定の変更申請)

第9条 法第108条第1項の指定の変更の申請は、指定介護療養型医療施設指定変更申請書(第9号様式)により行うものとする。

(業務管理体制の整備に関する事項の届出等)

第10条 法第115条の32第2項及び第4項の規定による届出は、介護サービス事業者業務管理体制届出書(第10号様式)により行うものとする。

2 法第115条の32第3項の規定による届出は、介護サービス事業者業務管理体制届出事項変更届出書(第11号様式)により行うものとする。

第1号様式（第2条関係）

（表面）

※受付番号

指定居宅サービス事業者（指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者）指定（開設許可）申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住 所

氏 名 ㊦

〔法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

指定居宅サービス事業者（指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者）の指定（開設許可）を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

※事業所所在地市町番号

略					
指定（許可）を受けようとする事業所（施設）の種類	略				
	同一所在地において行う事業等の種類	実施事業	指定（許可）申請をする事業等（事業開始予定年月日）	既に指定（許可）を受けている事業等（指定（許可）年月日）	備 考
	略				
	施設	介護老人福祉施設			
	介護老人保健施設				
略					
略					

（裏面）

略

第1号様式の2（第2条の2関係）

略

第1号様式（第2条関係）

（表面）

※受付番号

指定居宅サービス事業者（指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者）指定（開設許可）申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住 所

氏 名 ㊦

〔法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

指定居宅サービス事業者（指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者）の指定（開設許可）を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

※事業所所在地市町番号

略					
指定（許可）を受けようとする事業所（施設）の種類	略				
	同一所在地において行う事業等の種類	実施事業	指定（許可）申請をする事業等（事業開始予定年月日）	既に指定（許可）を受けている事業等（指定（許可）年月日）	備 考
	略				
	施設	介護老人福祉施設			
	介護老人保健施設				
	介護療養型医療施設				
略					
略					

（裏面）

略

第1号様式の2（第2条の2関係）

略

# 第1号様式の3 (第2条の3関係)

指定居宅サービス事業者指定変更申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 主たる事務所の所在地  
 名 称  
 代表者の氏名 ㊞

指定居宅サービス事業者の指定に係る特定施設入居者生活介護の利用定員を増加したいので、介護保険法第70条の3第1項の規定により次のとおり指定の変更を申請します。

	介護保険事業所番号										
代 表 者	住所										
	職名										
	生年月日										
申 請 に 係 る 事 業 所	名称										
	所在地										
利 用 者 の 推 定 数	要介護者										
	要支援者										
利 用 者 の 定 員	(変更前)					(変更後)					
指定居宅サービス等基準第192条の2に規定する受託居宅サービス事業者	事業所	名称									
		所在地									
	事業者	名称									
		所在地									
指定居宅サービス等基準第191条第1項に規定する協力医療機関	名称										
	診療科名										
指定居宅サービス等基準第191条第2項に規定する協力歯科医療機関 (協力歯科医療機関があるときに限る。)	名称										

備考 1 次の書類を添付してください。

- (1) 建物の構造概要及び平面図（各室の用途を明示したもとする。）並びに設備の概要
  - (2) 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
  - (3) 協力医療機関との契約書
  - (4) 協力歯科医療機関があるときは、当該協力歯科医療機関との契約書
- 2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第2号様式 (第3条関係)  
略

第3号様式 (第4条関係)

変更届出書

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住 所

氏 名 ㊟  
〔法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので、介護保険法第75条第1項（介護保険法第82条第1項、介護保険法第89条、介護保険法第99条第1項、介護保険法第115条の5第1項、平成18年旧介護保険法第111条）の規定により届け出ます。

介護保険事業所番号																				
-----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

略
---

略

第9号様式 (第9条関係)

指定介護療養型医療施設指定変更申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住 所

氏 名 ㊟  
〔法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

指定介護療養型医療施設の入所定員を増加したいので、平成18年旧介護保険法第108条第1項の規定により次のとおり指定の変更を申請します。

介護保険事業所番号																				
-----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

略
---

略

第2号様式 (第3条関係)  
略

第3号様式 (第4条関係)

変更届出書

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住 所

氏 名 ㊟  
〔法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので、介護保険法第75条第1項（第82条第1項、第89条、第99条第1項、第111条、第115条の5第1項）の規定により届け出ます。

介護保険事業所番号																				
-----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

略
---

略

第9号様式 (第9条関係)

指定介護療養型医療施設指定変更申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住 所

氏 名 ㊟  
〔法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

指定介護療養型医療施設の入所定員を増加したいので、介護保険法第108条第1項の規定により次のとおり指定の変更を申請します。

介護保険事業所番号																				
-----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

略
---

略

第10号様式（第10条関係）

（表面）

※受付番号

介護サービス事業者業務管理体制届出書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住 所  
氏 名 ㊞  
〔法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

介護保険法第115条の32第2項（介護保険法第115条の32第4項、平成18年旧介護保険法第115条の32第2項、平成18年旧介護保険法第115条の32第4項）の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

	※事業者（法人）番号
届 出 の 内 容	1 介護保険法第115条の32第2項第1号に該当
	2 介護保険法第115条の32第4項に該当
	3 <u>平成18年旧介護保険法第115条の32第2項第1号に該当</u>
	4 平成18年旧介護保険法第115条の32第4項に該当
略	

（裏面）

略

第10号様式（第10条関係）

（表面）

※受付番号

介護サービス事業者業務管理体制届出書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住 所  
氏 名 ㊞  
〔法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

介護保険法第115条の32第2項（第4項）の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

	※事業者（法人）番号
届 出 の 内 容	1 介護保険法第115条の32第2項第1号に該当
	2 介護保険法第115条の32第4項に該当
略	

（裏面）

略



第11号様式（第10条関係）

介護サービス事業者業務管理体制届出事項変更届出書

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住所  
氏名 ㊤  
〔法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

次のとおり業務管理体制の届出事項を変更しましたので、介護保険法第115条の32第3項（平成18年旧介護保険法第115条の32第3項）の規定により届け出ます。

※事業者（法人）番号

略

略

第11号様式（第10条関係）

介護サービス事業者業務管理体制届出事項変更届出書

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住所  
氏名 ㊤  
〔法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

次のとおり業務管理体制の届出事項を変更しましたので、介護保険法第115条の32第3項の規定により届け出ます。

※事業者（法人）番号

略

略

（香川県指定市町村事務受託法人の指定等に関する規則の一部改正）

第3条 香川県指定市町村事務受託法人の指定等に関する規則（平成18年香川県規則第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（指定の申請等）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 法第24条の2第1項の規定による指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る市町村事務受託事務所の見やすい場所に掲示するものとする。</p> <p>（名称等の変更の届出等）</p> <p>第3条 令第11条の3第1項の規定による届出は、変更に係るものにおいて変更届出書（第2号様式）により、市町村事務の廃止、休止又は再開に係るものにおいて廃止（休止、再開）届出書（第3号様式）により、それぞれ行うものとする。</p> <p>（市町等への情報提供）</p> <p>第4条 知事は、法第24条の2第1項の規定による指定をしたとき又は前条の届出があったときは、市町その他関係機関に対し、当該指定又は届出に係る指定市町村事務受託法人に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供</p>	<p>（指定の申請等）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 法第24条の2第1項の規定による指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事務所の見やすい場所に掲示するものとする。</p> <p>（変更の届出等）</p> <p>第3条 令第11条の3第1項の規定による届出は、変更に係るものにおいて変更届出書（第2号様式）により、受託事務の廃止、休止又は再開に係るものにおいて廃止（休止、再開）届出書（第3号様式）により、それぞれ行うものとする。</p> <p>（市町等への情報提供）</p> <p>第4条 知事は、法第24条の2第1項の規定による指定をしたとき又は前条の届出があったときは、市町その他関係機関に対し、当該指定又は届出に係る事務所に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。</p>

することができる。

- (1) 市町村事務受託事務所の名称及び所在地
- (2) 指定市町村事務受託法人の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- (3) 略
- (4) 市町村事務の種類
- (5) 略
- (6) 市町村事務の開始年月日
- (7) 市町村事務受託事務所の管理者の氏名、生年月日及び住所
- (8)～(11) 略

(指定等の公示)

第5条 令第11条の6の規定による公示は、同条各号の指定等に係る指定市町村事務受託法人に関する次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 市町村事務受託事務所の名称及び所在地
- (2) 指定市町村事務受託法人の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所
- (3) 略
- (4) 市町村事務の種類
- (5) 略

- (1) 事務所の名称及び所在地
- (2) 事務所の指定の申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- (3) 略
- (4) 受託事務の種類
- (5) 略
- (6) 受託事務の開始年月日
- (7) 事務所の管理者の氏名、生年月日及び住所
- (8)～(11) 略

(公示)

第5条 令第11条の6の規定による公示は、同条各号の措置に係る事務所に関する次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 事務所の名称及び所在地
- (2) 事務所の指定の申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所
- (3) 略
- (4) 受託事務の種類
- (5) 略

第1号様式（第2条関係）

※受付番号

指定市町村事務受託法人指定申請書

香川県知事

殿

年 月 日

申請者 所在地  
名 称  
代表者氏名

㊟

介護保険法施行令第11条の2第1項の規定による指定市町村事務受託法人の指定を受けたいので、次のとおり申請します。

※市町村事務受託事務所所在地市町番号

略			
指定を受けようとする市町村事務受託事務所	フリガナ 名 称		
	市町村事務受託事務所所在地 (郵便番号 - ) (ビルの名称等)		
	市町村事務受託事務所連絡先	電話番号	FAX番号
	市町村事務の種類	介護保険法第24条の2第1項第1号に規定する事務（照会等事務）	
	市町村事務の種類	介護保険法第24条の2第1項第2号に規定する事務（要介護認定調査事務）	
市町村事務の開始の予定年月日 <input type="text"/>			
既に指定（許可）を受けている事業等の種類		実施事業	既に指定（許可）を受けている事業等の指定（許可）年月日
略			
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護		
	夜間対応型訪問介護		
	略		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		
	複合型サービス		
略			

備考 1～3 略  
4 「市町村事務の種類」欄は、今回申請するものについて、該当する欄に○を記載してください。  
5～9 略

第1号様式（第2条関係）

※受付番号

指定市町村事務受託法人指定申請書

香川県知事

殿

年 月 日

申請者 所在地  
名 称  
代表者氏名

㊟

介護保険法施行令第11条の2第1項の規定による指定市町村事務受託法人の指定を受けたいので、次のとおり申請します。

※事務所所在地市町番号

略			
指定を受けようとする事務所	フリガナ 名 称		
	事務所の所在地 (郵便番号 - ) (ビルの名称等)		
	事務所連絡先	電話番号	FAX番号
	受託事務の種類	介護保険法第24条の2第1項第1号に規定する事務（照会等事務）	
	受託事務の種類	介護保険法第24条の2第1項第2号に規定する事務（要介護認定調査事務）	
受託事務の開始の予定年月日 <input type="text"/>			
既に指定（許可）を受けている事業等の種類		実施事業	既に指定（許可）を受けている事業等の指定（許可）年月日
略			
地域密着型サービス	夜間対応型訪問介護		
略			
地域密着型サービス	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		
略			

備考 1～3 略  
4 「受託事務の種類」欄は、今回申請するものについて、該当する欄に○を記載してください。  
5～9 略

第2号様式（第3条関係）

変更届出書

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 所在地  
名 称  
代表者氏名

㊤

次のとおり指定を受けた内容を変更しますので、介護保険法施行令第11条の3第1項の規定により届け出ます。

指定内容を変更する市町村事務受託事務所		名称
		所在地
市 町 村 事 務 の 種 類		
変 更 が あ る 事 項		変 更 の 内 容
1	市町村事務受託事務所の名称	(変更前)
2	市町村事務受託事務所の所在地	
3	申請者の名称	
4	主たる事務所の所在地	
5	代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	
6	定款又は寄附行為及びその登記事項証明書等 (当該指定に係る事務に関するものに限る。)	(変更後)
7	市町村事務受託事務所の建物の構造、専用区画等	
8	市町村事務受託事務所の管理者の氏名、生年月日、 住所及び経歴	
9	運営規程	
10	役員の氏名、生年月日及び住所	
11	介護支援専門員の氏名及びその登録番号	
変 更 年 月 日		年 月 日

略

第2号様式（第3条関係）

変更届出書

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 所在地  
名 称  
代表者氏名

㊤

次のとおり指定を受けた内容を変更しますので、介護保険法施行令第11条の3第1項の規定により届け出ます。

指定内容を変更する事務所		名称
		所在地
受 託 事 務 の 種 類		
変 更 が あ る 事 項		変 更 の 内 容
1	事務所の名称	(変更前)
2	事務所の所在地	
3	申請者の名称	
4	主たる事務所の所在地	
5	代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	
6	定款又は寄附行為及びその登記事項証明書等 (当該指定に係る事務に関するものに限る。)	(変更後)
7	事務所の建物の構造、専用区画等	
8	事務所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴	
9	運営規程	
10	役員の氏名、生年月日及び住所	
11	介護支援専門員の氏名及びその登録番号	
変 更 年 月 日		年 月 日

略

第3号様式（第3条関係）

廃止（休止、再開）届出書

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 所在地  
名 称  
代表者氏名

㊤

次のとおり市町村事務の廃止（休止、再開）をするので、介護保険法施行令第11条の3第1項の規定により届け出ます。

廃止（休止、再開）する市町村事務受託 事務所	名称
	所在地
略	

備考 1 市町村事務の再開に係る届出にあっては、当該市町村事務に係る職員の勤務の体制及び勤務形態に関する書類を添付してください。

2 略

附 則

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正前の各規則に定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

第3号様式（第3条関係）

廃止（休止、再開）届出書

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 所在地  
名 称  
代表者氏名

㊤

次のとおり受託事務の廃止（休止、再開）をするので、介護保険法施行令第11条の3第1項の規定により届け出ます。

廃止（休止、再開）する事務所	名称
	所在地
略	

備考 1 受託事務の再開に係る届出にあっては、当該受託事務に係る職員の勤務の体制及び勤務形態に関する書類を添付してください。

2 略